

平成28年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第 5 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第4号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算第2号
日程第 7 議案第5号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第2号
日程第 8 議案第6号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算第3号
日程第 9 議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
5番	滝口 一浩 君	6番	貝塚 嘉軼 君
7番	伊藤 博明 君	8番	土井 茂夫 君
9番	大野 吉弘 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君	12番	小川 征 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	吉野信次君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	殿岡豊君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	埋田禎久君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	渡辺晴久君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） みなさん、おはようございます。

本日、平成28年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

本日の日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

本日の出席議員は12名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成28年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会日より編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時）

◎町長あいさつ

○議長（大地達夫君） 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義口君） 本日ここに、平成28年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

今臨時会に提案いたします案件は専決処分の承認1件、人事院勧告等に基づく条例改正2議案、それに伴う予算の調整といった平成27年度一般会計補正予算案をはじめとする予算案件4議案の計7議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして議案の提案理由の報告を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについては、個人番号の利用の取扱いが見直されたことに伴い、御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を12月28日に専決処分したものです。主な改正内容は、住民税・特別土地保有税の減免の個人番号利用の取扱いが見直されたものです。この第1号議案につきましてですが、長の専決処分にかかわる処置につきましては、地方自治法において、長は専決処分をした場合に、次の議会において報告し、その承認を求めなくてはならないとあります。専決処分のすぐ後の議会は、2月2日に開催されている第1回臨時会において報告すべき案件でございました。このことをせずに本日の提案

となりましたことを、この場をお借りしまして、深くお詫びを申し上げる次第でございます。今後、このようなことがないように、十分に留意いたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合、一般職の任期付職員の給料月額等の改定に加え、平成28年4月1日施行となる、行政不服審査法及び地方公務員法の改正に関して所要の改正をする必要があることから、条例の一部を改正するものです。

議案第4号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第2号については、平成27年度御宿町水道事業会計、第3条予算、水道事業費用に9万9,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億1,765万7,000円にするものです。内容につきましては、給与改定に伴う人件費の調整です。

議案第5号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号については、歳入歳出ともに3万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億5,997万6,000円とするものです。内容につきましては、給与改定に伴う人件費の調整です。なお、本補正予算につきましては、去る2月19日に、国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第6号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号については、歳入歳出ともに42万円を追加し、補正後の予算総額を9億600万9,000円とするものです。内容につきましては、給与改定に伴う人件費の調整です。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、平成26年度からの繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算（案）第5号については、補正予算は歳入歳出ともに4,326万7,000円を追加し、補正後の予算総額を34億1,317万9,000円とするものです。内容につきましては、給与改定などに伴う人件費の調整、ふるさと寄附金の記念品や受付事務に要する経費の追加であります。

ただ今、申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何卒、慎重なるご審議をいただきご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

10番、石井芳清君、11番、高橋金幹君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第1号 専決処分の議決を求めることについてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より、議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤浩君） 御宿町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法において番号法運用に伴う個人番号の取扱、町民税・特別土地保有税の減免について個人番号の記載の必要がなくなったことから所要の規定の整備を行うため、御宿町税条例等の一部を改正するものです。

新旧対照表をお開きください。

本案につきましては、同じ条文について施行期日を違えて改正がありましたので、条建ての改正文といたしました。

第1条関係につきましては、新旧対照表の1ページ、第2条関係は2ページとなっております。

1ページをご覧ください。第51条につきましては、町民税の減免について定めたものですが、平成27年改正において個人番号及び法人番号の記載について改正を行いましたが、個人番号の記載をしないこととなったため所要の規定の整備をするものです。

第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免について定めたものですが、同じく平成27年改正において個人番号及び法人番号の記載について改正を行いましたが、個人番号の記載をしないこととなったため所要の規定の整備をするものです。

2ページをご覧ください。第139条の3は、先ほど説明させていただきました特別土地保有税の減免についての規定ですが、平成27年改正の後に法人番号の引用条文の改正を行っており、併せて所要の規定の整備をするものです。

次に、この条例の施行期日につきましては、平成28年1月1日より施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。専決第3号、専決処分ということですが、本臨時会、冒頭に町長から陳謝がありました。今一度この事務の内容についてお尋ねをいたします。地方自治法第179条第1項及び第3項。これについて条文の方をお読みいただきたい。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、地方自治法第179条の長の専決処分につきまして、第1項及び第3項ということで、読ませていただきます。

地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りではない。これが第1項でございます。

第3項につきましては、前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないとされているものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） それでは、町長にお聞きをいたします。冒頭のごあいさつの中で、触れられておりますけれども、私も議会運営委員の1人でございます。第1回臨時会においては、要するに町長今3項のところでありましてけれども、次の会議においてと、そうしますと第1回臨時会、12月28日が、この専決処分の日だろうと思っておりますので。それで、その案件について議会運営委員会には、町長提案をされませんでした。これについて、議会にいつ町長から報告があったのか。それともう一つこの専決処分というのは、いわゆる専権事項、長の専権事項だと思うんですね。町長は職歴、経歴の中で、これは少し古い後援会のニュースをお持ちしてございますけれども、岩和田小学校、御宿中学校、長生高校、中央大学経済学部を卒業されて、昭和54年に御宿町役場に勤務、建設、企画観光、環境、税務、教育、農林水産など業務に従事、それで、平成18年に退職され、私たちと同じ町会議員を1期されております。こういう立場だろうというふうにとお思います。

それで、それも含めましてなぜこうしたことになったのか。それから、これ明確に今総務課長に法令をお読みいただきましたけれども自治法違反というとあれかもしれませんが、少なくとも抵触はされていますよね。

なお且つ、この第1回臨時会というのは、法令事務、政策事務に係る議案ではなかったですよ、確か。これ専決事項、先ほど申し上げましたけれども、長自ら行うこととなります。例えば町長というのは我々議員と違いますので、別に住民票がなくても立候補して当選すれば長になる訳であります。ですからそういう面では、法律事務に精通されていなくてもいいという解釈もある訳ですが、それにいたしましても、私たち議員、長というのは憲法、自治法に基づいて選挙されて町民から厳粛な負託を受けるという執行権と私たち議決権と思いますが。誠実に履行する、執行するということが求められていると思う訳であります。

そうした中で、何回も質問できないと思っておりますので、長く質問させていただいておりますけれども、どうしてこういうことが起きたのか。

それから、私は、これは法律違反だと思うんですね。これについて長としてどのように責任をとられるのかどうか、ということも含めまして、経過から含めまして、町長にご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義口君） 先ほど申し上げましたように、12月28日に専決処分をさせていただきまして、2月2日に開催されました第1回臨時会で報告させていただき、承認をいただくべ

きものでございましたが、それをせずに本日に至ったということでございます。

この案件につきまして初めて皆さま方にこのような事でしたと、お詫びさせていただきましたのは、本日の臨時議会に関わる議会運営委員会が2月24日に開催されましたので、議案につきましてご説明に伺ったときにお詫びをさせていただいたということでございます。

またこの件についてどのような対応をとるのかということでございますが、本日はお詫びをさせていただいておりますが、今後、内部、あるいは関係機関のご意見等併せて、内部的に検討させていただいて、またご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） これは長の専権事項ですよ。一般議案というのは、職員にも調整できる権限を付与することはできると思いますが、これは長の命令のみによって成す案件ではありませんか。違うんですか。議会を超える案件なんですよ、これは。非常に重い案件だと思うんです。ですから直近において、今般のは179条1項とうことでありますので、3項。いわゆる承認を求めるということになっているわけではありませんか。法令違反じゃありませんか。

町長、12月議会にも処分に関する案件で、議会12月定例会で陳謝されましたよね。それで、第1回臨時会でも陳謝されましたよね。第2回臨時会でも陳謝されている。どういうことなんですか、これは。どう反省されているんですか。私たちは厳粛に負託されているのではありませんか。町長。

12月議会も、職員に言っている、というお話、確か発言されましたよね。全て長の責任ではありませんか。違いますか。どんなに、町長立派な事をやられても、ひとつ、ひとつの法令事務に則る、計画に則る、これが私たち日本の憲法ではありませんか。違いますか。

あなたの経歴にはそれを判断するだけの能力を足るということをあなたご自身が町民に公約されているわけではありませんか。

陳謝しないように全霊を尽くすということではありませんか。連続ですよ、町長。厳粛な負託を受けているわけではありませんか、私たちは選挙において、そうではありませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義口君） ご指摘をいただきまして、ご指摘のとおり地方自治法179条に反したということでございますので、このことに関しましてどのような措置が適切なのか、今の段階では申し上げることができませんが、後ほどご回答、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第1号の専決処分は、承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本改正案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に関連がございますので、議案の説明の前に、議案に添付した資料により、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容、また、これらを受けました町における給与改定案の内容についてご説明させていただきたいと思っております。

議案の後ろに添付しました資料の1ページをご覧ください。

昨年8月6日に人事院から人事院勧告があり、これを受けて、10月19日に千葉県人事委員会勧告がございました。上段につきましては人事院勧告の概要でございます。中段から2ページにかけての千葉県人事委員会勧告では、人事院勧告の内容に準じ、民間給与との較差等を埋めるため、平均0.3%の引上げの改定を行っております。また、期末勤勉手当につきましては、0.1月分を引上げ、現行の年間支給月額4.1月を4.2月とし、平成27年度の引上げ分につきましては、12月期の勤勉手当で引き上げる内容となっております。

2ページの下段をご覧くださいと思います。

御宿町における給与改定案の内容でございます。町におきましても、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、給与の改定をお願いするもので、職員の給料を平均 0.3%の引き上げを行うものです。初任給につきましては、500 円から 800 円の引き上げを行うものです。また、期末勤勉手当につきましては、0.1 月分引上げ、現行の年間支給月額 4.1 月を 4.2 月とし、平成 27 年度の引上げ分につきましては、12 月期の勤勉手当で引き上げる内容となっております。

続きまして、3 ページの中段、2 になりますが、一般職の任期付職員の、特定任期付職員の給料及び期末手当の改定となります。

現在、高度な専門的知識または優れた識見を有する特定任期付職員の採用はございませんが、各号級につきまして、1,000 円ずつ引き上げ、また、期末手当につきましては、年間 3.1 か月を 0.05 か月分引上げ、3.15 か月とし、27 年度分につきましては、12 月期の勤勉手当で引き上げる内容となっております。

5 ページをご覧ください。

5 ページにつきましては、特別職の期末手当の改定でございます。町の特別職である町長、教育長の期末手当でございますが、一般職の職員に準じて、引上げや引下げを行ってきました。特別職の期末手当は、6 月分、12 月分合わせて 4.0 月分となっておりますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を受けまして、期末手当の支給割合を 0.1 月分を引上げ、4.1 月分とするものです。平成 27 年度分につきましては、12 月期の期末手当で引き上げる内容となっております。

下段につきましては、夷隅郡市の状況を示しております。

それでは、議案についてご説明させていただきます。

議案第 2 号をご覧ください。特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

第 1 条においては、平成 27 年度においては、12 月分期末手当において、100 分の 10 月引き上げ、100 分の 207.5 月を 100 分の 217.5 月に改めるものでございます。施行日は公布の日とし、附則第 2 項により、平成 27 年 12 月 1 日から適用することとするものでございます。

新旧対照表の 2 ページ、第 2 条におきましては、平成 28 年度分において、6 月に支給する場合につきましては、100 分の 192.5 月を 100 分の 197.5 月と、100 分の 5 月引き上げ、12 月に支給する場合につきましては、第 1 条で改正いたしました 100 分の 217.5 月を 100 分の 212.5 月とするもので、第 1 条改正前の 100 分の 207.5 月に対しまして、100 分の 5 月分引き

上げるものです。施行日は附則第1項によりまして、平成28年4月1日とさせていただくものでございます。また、附則第3項といたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合におきましては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定によります期末手当の内払いとみなすこととするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は、挙手願ひします。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第5 議案第3号一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第3号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

はじめに改正の概要をご説明させていただきます。

本条例案につきましては、人事院勧告および千葉県人事委員会勧告を受けまして、一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例おける給料の改定、また、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。全体といたしましては、6条の構成とさせていただいております。第1条につきましては、人事院勧告等に基づきます一般職の給料表の改定となります。第2条につきましては、一般職、再任用職員等の平成27年12月分の勤勉手当率の改定をするものでございます。第3条につきましては、地方公務員法の改正により、職員の等級別基準職務表を条例に定めるもの、また、平成28年度に適用いたします期末、勤勉手当の支給率につきまして定めるものでございます。第4条につきましては、一般職の任期付職員の給料月額について改定を行うものでございます。第5条は、一般職の任期付職員の平成27年12月分の期末手当率の改定を行うものでございます。第6条につきましては、一般職の任期付職員の平成28年度に適用いたします期末手当支給率の改定に加えまして、地方公務員法の改正により、特定任期付職員の号級別職務について条例に定めるものでございます。

それでは、新旧対照表により、第1条からご説明させていただきます。

第1条につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例第5条第1項一般職に適用いたします行政職給料表別表第1について改定をするものでございます。給料月額を1級から7級において、月額で400円から1,600円、平均で1,000円程度引き上げるものでございます。再任用職員、任期付職員の改定につきましては、新旧対照表の5ページ、別表一番下の通り改定するものでございます。施行日は公布の日とし、附則第1条第2項により、平成27年4月1日から適用するものでございます。

新旧対照表の6ページをご覧くださいと思います。

第2条につきましては、一般職の平成27年12月の期末手当の支給割合の改定となります。今年度の期末、勤勉手当の支給率は、全体で4.1月分となっておりますが、人事院勧告などにより、民間との較差0.1月分を引き上げ、4.2月分とするものです。平成27年度につきましては、12月の勤勉手当において、率を0.1月分引き上げることとされたことから、第20条第2項第1号中の支給率、100分の75月を100分の85月に改定するものでございます。また、同項第2号で、再任用職員の勤勉手当を改定するもので、再任用職員につきましては、年間で0.5か月の引き上げとなりますが、一般職員と同様に、12月分におきまして0.5月分引き上げることとし、100分の35月を100分の40月とするものでございます。また、附則第7項の改正につきましては、7級職の55歳以上の職員の勤勉手当の減額に関して、対応する率の改正

を行うものであります。附則第1条第2項によりまして、27年12月1日から適用するものでございます。

新旧対照表の7ページ、第3条につきましては、地方公務員法第25条の改正により、これまで規則で定めておりました給料表の等級別の分類の基準となります職務内容を示した等級別基準職務表を条例に規定することとされたため、第5条第2項の規定を改定し、別表第3を加えるものであります。また、第19条につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、法律番号と適用する条番号の改正を行うものでございます。第20条では、本条例案2条で改正をしました一般職の勤勉手当率を、平成28年度につきましては、引き上げとなった0.1月分について、6月、12月分において、それぞれ0.05月を引き上げ、勤勉手当の率が0.8月となるよう、第2項第1号を改正するものでございます。同様に第2項第2号におきまして、再任用職員の勤勉手当率を、平成28年度につきましては、本条例案第2条において引き上げた0.05月分について、6月分12月分において、それぞれ0.025月分を引き上げ、勤勉手当の率が100分の37.5月分となるように改正をするものでございます。附則の第7項につきましては、7級職の55歳以上の勤勉手当の減額に関して、対応する率の改正を行うものであります。施行日につきましては、附則第1条第1項によりまして、平成28年4月1日とするものでございます。

新旧対照表10ページ、第4条につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例におきまして、第7条特定任期付職員の給料表について改定を行うものでございます。現在、当町におきましては、この高度な専門的知識または優れた識見を有する特定任期付職員の採用はございませんが、1号級から6号級におきまして、給料月額をそれぞれ1,000円引き上げる改正を行うものであります。附則第1条第3項によりまして、平成27年4月1日から適用とするものでございます。

新旧対照表11ページ、第5条につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例におきまして、特定任期付職員の平成27年12月分の業績手当につきまして、一般職の期末手当率を読み替えて適用する100分の155月に0.05月引き上げ、100分の160月とするものでございます。附則の第1条第3項によりまして、平成27年12月1日から適用するものでございます。

新旧対照表12ページ、第6条につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例におきまして、第1条で、地方公務員法の改正により、適用条項のずれによる整理を、また第7条では、地方公務員法第25条の改正によりまして、これまで規則で定めておりました、特

定任期付職員の給料の号級別の分類の基準となる業務内容を条例に規定することとされたため、第7条第2項を改正するものでございます。第8条につきましては、平成28年度に適用する特定任期付職員の業績手当について、6月、12月に支給する場合を引用条文に加えたうえで、それぞれ0.025月引き上げ、100分の157.5月とするものでございます。施行日につきましては附則第1条第1項により、平成28年4月1日とするものでございます。附則の第2条につきましては、第1項で改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすこと、第2項で、改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第4条、第5条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の任期付職員の採用等に関する条例による給与の内払いとみなすこととするものでございます。第3条につきましては、規則への委任規定でございます。

なお、このたびの改定によります影響額の総額につきましては、490万円程度となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6 議案第4号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算第2号を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

○建設環境課長（殿岡豊君） 議案第4号 平成27年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第2号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。第2条「収益的収入及び支出」でございますが、支出予算の第1款 水道事業費用、第1項 営業費用に9万9,000円を追加し、補正後の水道事業費用の総額を3億1,765万7,000円とするものです。増額に伴う資金手当につきましては、当年度純利益見込額にて収支調整いたします。補正の内容につきましては、先程ご承認いただきました一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正と同様、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い人件費影響額について調整を行うものです。詳細につきましては、事項別明細書にてご説明いたしますので、3ページをお開きください。収益的支出の第1款 水道事業費用、第1項 営業費用でございますが、第2目 配水及び給水費で5万円の追加、第3目 総係費で4万9,000円の追加であり、ともに第1節 給料及び第2節 手当まで、所要の影響額を踏まえ調整いたしました。なお、水道事業会計における支弁職員数につきましては係長以下3名となっております。最後に、本補正予算に係るキャッシュフローですが、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算の追加に伴い、当年度純利益見込額の調整を行い、資金の見込期末残高は7億7,793万4,063円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第7 議案第5号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第5号 平成27年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、補正後の予算総額を14億5,997万6,000円と定めるものでございます。補正内容といたしましては、人事院勧告などにより、国民健康保険担当職員の人件費について追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

○議長(大地辰夫君) 埋田課長、着席して。座って結構です。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、3万4,000円の追加ですが、職員給与費等繰入金として、歳出の総務費に充てるため、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明させていただきます。6ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3万4,000円の追加は、人事院勧告などに伴う、国民健康保険担当職員1名の人件費の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(大地達夫君) これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

○議長(大地達夫君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより、議案第5号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第8 議案第6号 平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。着席の上、説明願います。

○保健福祉課長(埋田禎久君) 議案第6号平成27年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ42万円を追加し、補正後の予算総額を9億660万9,000円と定めるものでございます。

補正内容といたしましては、人事院勧告等により、介護保険担当職員の人件費について追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防事業)及び2目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)で11万円の追加ですが、介護予防事業及び包括的支援事業について、人事院勧告等により職員人件費が増となることから、法廷割合分を追加するものです。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金の9,000円の追加ですが、介護予防事業に係る職員人件費について増となることから、社会保険診療報酬支払基金の法廷割合分を追加するものです。5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予

防事業)及び2目地域支援事業交付金(包括的支援事業等)で5万5,000円の追加ですが、国庫出金と同様に、人事院勧告等により、職員人件費が増となることから、法廷割合分を追加するものです。6ページに移りまして、6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金(介護予防事業)から5目その他一般会計繰入金で、18万4,000円の追加は、これまでと同様、介護予防事業、包括的支援事業のほか、介護担当職員の人件費について増となることから、町法廷割合分をそれぞれ追加するものです。7款繰越金、1項繰越金6万2,000円は、前年度からの繰越金を充て、収支の均衡を図りました。以上歳入予算として、42万円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明させていただきます。7ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費の12万9,000円の追加は、人事院勧告等に伴う、介護保険担当職員1名の人件費の増額でございます。3款地域支援事業費、1項介護予防事業費の2万5,000円の追加は、介護予防事業に係る職員1名の人事院勧告等に伴う人件費の増でございます。2項包括的支援事業任意事業費の26万2,000円の追加ですが、包括的支援事業任意事業に係る職員2名の人事院勧告等に伴う人件費の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(大地達夫君) これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

○議長(大地達夫君) 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9 議案第7号 平成27年度御宿町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第7号平成27年度御宿町一般会計補正予算（案）第5号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに4,326万7,000円を追加し、補正後の予算総額を34億1,317万9,000円と定めるものでございます。

各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

17款寄付金、1項寄付金、2目指定寄付金、1節活力あるふるさとづくり基金寄付金の3,000万円は、先の9月及び12月定例議会において寄付に対する記念品等の拡充に伴う寄付額の増収見込額を合わせて4,000万円を追加したところですが、さらに寄付額の増加が見込めるため、3,000万円を追加するものです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の1,326万7,000円は、前年度からの純繰越金を追加し、収支の均衡を図るものです。以上、歳入予算として4,326万7,000円を追加しております。

次に、歳出予算でございます。8ページをご覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費の2節給料、3節職員手当、4節共済費の追加および減額は、人事院勧告等に基づく給与改定等に調整でございます。以後、9款教育費までの2節給料、3節職員手当、4節共済費、28節繰出金の追加及び減額は、同様の調整でございますので、説明を省かせていただきます。2款総務費、1項総務管理費、4目企画費と9目活力あるふるさとづくり基金積立金については、ふるさと基金の増収に対応するための経費でございます。ふるさと基金につきましては、先ほど申し上げました通り、平成27年9月及び12月定例議会において寄付に対する記念品等の拡充に伴う寄付額の増収見込額として、合わせて4,000万円を追加したところですが、これを上回る寄付額が既に収入され、諸経費の支払いに遅延が生じることから、本臨時会において追加し、対応するものです。4目企画費、12節役務費の郵便料、37万5,000円は、寄付者や寄付者の居住市町村への各種書類の郵送料、振替手数料3万2,000円は、郵便振替により寄付がされた場合の振替手数料として計上してございます。13節委託料の1,800万円は、記念品等の配送委託料として、14節使用料及賃借料は、クレジット決済を行う場合のシステム使用料として、それぞれ追加するものです。9目活力あ

るふるさとづくり基金積立金、25 節積立金の 3,000 万円は、寄付額に対応して、積立金を措置するものでございます。次ページ以降は人件費の調整項目のみでございますので、説明は省かせていただきます。以上、歳出予算として 4,326 万 7,000 円を追加しております。

よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第 7 号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 7 号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（大地達夫君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義口君） 平成 28 年第 2 回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。この度の臨時会は、7 議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましてご決定いただき、閉会の運びとなりました。ありがとうございました。

また、来週には定例議会を招集させていただいておりますので皆様方におかれましては健康には十分ご留意されますようお願い申し上げますとともに、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

○議長（大地達夫君） 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、平成28年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員